

## ○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

昭和四十六年五月二十五日法律第六十八号

〔労働大臣署名〕

最終沿革

平成一二年五月一二日法律六〇号

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法をここに公布する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

目次

- 第一章 総則 ( 第一条-第三条 )
  - 第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進 ( 第四条-第五条 )
  - 第三章 高年齢者等の再就職の促進等
    - 第一節 国による高年齢者等の再就職の促進等 ( 第六条-第八条の二 )
    - 第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等 ( 第九条-第十一条の三 )
    - 第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置 ( 第十二条-第二十三条 )
  - 第四章 高年齢者等雇用安定センター
    - 第一節 中央高年齢者等雇用安定センター ( 第二十四条-第三十九条 )
    - 第二節 都道府県高年齢者等雇用安定センター ( 第四十条-第四十四条 )
  - 第四章の二 高年齢者職業経験活用センター等
    - 第一節 高年齢者職業経験活用センター ( 第四十四条の二-第四十四条の四 )
    - 第二節 全国高年齢者職業経験活用センター ( 第四十四条の五-第四十四条の七 )
  - 第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保 ( 第四十五条 )
  - 第六章 シルバー人材センター等
    - 第一節 シルバー人材センター ( 第四十六条-第四十八条 )
    - 第二節 シルバー人材センター連合 ( 第四十八条の二・第四十八条の三 )
    - 第三節 全国シルバー人材センター事業協会 ( 第四十九条-第五十一条 )
  - 第七章 国による援助等 ( 第五十二条-第五十四条 )
  - 第八章 雑則 ( 第五十五条-第五十八条 )
  - 第九章 罰則 ( 第五十九条-第六十一条 )
- 附則

第一章 総則

( 目的 )

第一条 この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福

祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

( 定義 )

第二条 この法律において「高年齢者」とは、厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。

2 この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者及び次に掲げる者で高年齢者に該当しないものをいう。

一 中高年齢者（厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。次項において同じ。）である求職者（次号に掲げる者を除く。）

二 中高年齢失業者等（厚生労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な厚生労働省令で定める失業者をいう。第三章第三節において同じ。）

3 この法律において「特定地域」とは、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として厚生労働大臣が指定する地域をいう。

( 基本的理念 )

第二条の二 高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、高齢期における職業生活の充実のため、自ら進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づき、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるものとする。

( 事業主の責務 )

第二条の三 事業主は、その雇用する高年齢者について職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備を行い、並びにその雇用する高年齢者等について再就職の援助等を行うことにより、その意欲及び能力に応じてその者のための雇用の機会の確保等が図られるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者が高齢期においてその意欲及び能力に応じて就業することにより職業生活の充実を図ることができるようするため、その高齢期における職業生活の設計について必要な援助を行うよう努めるものとする。

( 国及び地方公共団体の責務 )

第二条の四 国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

( 高年齢者等職業安定対策基本方針 )

第二条の五 厚生労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針（以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。）を策定するものとする。

2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 高年齢者等の就業の動向に関する事項
  - 二 高年齢者（六十五歳未満の者に限る。）の雇用の機会の増大に関する事項
  - 三 第二条の三第一項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸条件の整備、再就職の援助等、同条第二項の事業主が行うべき高齢期における職業生活の設計の援助並びに第四条の二の事業主が講ずべき同条に規定する高年齢者雇用確保措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項
  - 四 第四条の二に規定する高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項
  - 五 高年齢者等の再就職の促進のため講じようとする施策の基本となるべき事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、高年齢者等の職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、高年齢者等職業安定対策基本方針の変更について準用する。

（適用除外）

第三条 この法律は、船員職業安定法（昭和三十二年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

2 前条、次章、第三章第二節、第五十二条及び第五十五条の規定は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

第二章 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進

（定年を定める場合の年齢）

第四条 事業主がその雇用する労働者の定年（以下単に「定年」という。）の定めをする場合には、当該定年は、六十歳を下回ることができない。ただし、当該事業主が雇用する労働者のうち、高年齢者が従事することが困難であると認められる業務として厚生労働省令で定める業務に従事している労働者については、この限りでない。

（定年後の継続雇用）

第四条の二 定年（六十五歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、当該定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は改善その他の当該高年齢者の六十五歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）を講ずるように努めなければならない。

( 継続雇用制度の導入又は改善に関する計画 )

第四条の三 公共職業安定所長は、高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため必要と認めるときは、高年齢者を雇用する事業主に対し、職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備の実施に関して必要な勧告をすることができる。

( 高年齢者雇用推進者 )

第五条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、高年齢者雇用確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

### 第三章 高年齢者等の再就職の促進等

#### 第一節 国による高年齢者等の再就職の促進等

( 再就職の促進等の措置の効果的な推進 )

第六条 国は、高年齢者等の再就職の促進等を図るため、高年齢者等に係る職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

( 求人の開拓等 )

第七条 公共職業安定所は、高年齢者等の再就職の促進等を図るため、高年齢者等の雇用の機会が確保されるように求人開拓等を行うとともに、高年齢者等に係る求人及び求職に関する情報を収集し、並びに高年齢者等である求職者及び事業主に対して提供するように努めるものとする。

( 求人者等に対する指導及び援助 )

第八条 公共職業安定所は、高年齢者等にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するものとする。

2 公共職業安定所は、高年齢者等を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。

( 労働者に対する助言及び指導 )

第八条の二 公共職業安定所は、労働者が高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするため、労働者に対して、必要な助言又は指導を行うことができる。

#### 第二節 事業主による高年齢者等の再就職の援助等

( 再就職援助の措置 )

第九条 事業主は、その雇用する高年齢者等( 厚生労働省令で定める者に限る。以下この節において同じ。 )が定年、解雇( 自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。 )その他の厚生労働省令で定める理由により離職する場合において、当該高年齢者等が再就職を希望するときは、求人開拓その他当該高年齢者等の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 公共職業安定所は、前項の規定により事業主が講ずべき高年齢者等の再就職の援助に

関する措置について、当該事業主の求めに応じて、必要な助言その他の援助を行うものとする。

( 多数離職の届出 )

第十条 事業主は、その雇用する高年齢者等のうち厚生労働省令で定める数以上の者が前条第一項に規定する理由により離職する場合には、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 前項の場合における離職者の数の算定は、厚生労働省令で定める算定方法により行うものとする。

( 再就職援助計画の作成等 )

第十一条 公共職業安定所長は、厚生労働省令で定めるところにより、第九条第一項に規定する理由により離職することとなっている高年齢者等の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、当該高年齢者等を雇用している事業主に対し、当該高年齢者等の再就職の援助等に関する計画(以下この条及び次条第三項において「再就職援助計画」という。)の作成を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、再就職援助計画を作成するとともに、その内容を記載した書面(次条第一項及び第二項において「再就職援助計画書」という。)を当該再就職援助計画に係る労働者に交付するものとする。

3 前項の規定により再就職援助計画を作成した事業主は、その雇用する者のうちから再就職援助担当者を選任し、その者に、当該再就職援助計画に基づいて、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所と協力して、当該再就職援助計画に係る高年齢者等の再就職の援助に関する業務を行わせるものとする。

( 再就職援助計画に係る労働者に対する助言その他の援助 )

第十一条の二 再就職援助計画書の交付を受けた労働者は、公共職業安定所に求職の申込みを行うときは、公共職業安定所に、当該再就職援助計画書を提示することができる。

2 公共職業安定所は、前項の規定により再就職援助計画書の提示を受けたときは、当該再就職援助計画書の記載内容を参酌し、当該求職者に対し必要な助言その他の援助を行うものとする。

3 公共職業安定所長は、前項の助言その他の援助を行うに当たり、必要と認めるときは、当該再就職援助計画を作成した事業主に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

( 定年退職等の場合の退職準備援助の措置 )

第十一条の三 事業主は、その雇用する高年齢者が定年その他これに準ずる理由により退職した後においてその希望に応じ職業生活から円滑に引退することができるようにするために必要な備えをすることを援助するため、当該高年齢者に対し、引退後の生活に関する必要な知識の取得の援助その他の措置を講ずるように努めなければならない。

### 第三節 中高年齢失業者等に対する特別措置

#### ( 中高年齢失業者等求職手帳の発給 )

第十二条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

- 一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。
- 二 誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること。
- 三 第十五条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について厚生労働大臣が労働政策審議会の意見をきいて定める要件に該当すること。

#### ( 手帳の有効期間 )

第十三条 手帳は、厚生労働省令で定める期間、その効力を有する。

- 2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を厚生労働省令で定める期間延長することができる。
- 3 前二項の厚生労働省令で定める期間を定めるにあつては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。

#### ( 手帳の失効 )

第十四条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。

- 一 新たに安定した職業についたとき。
  - 二 第十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が労働政策審議会の意見をきいて定める要件に該当するとき。
- 2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

#### ( 計画の作成 )

第十五条 厚生労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

- 一 職業指導及び職業紹介
- 二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）
- 三 国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行なうものを含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定めるもの

2 厚生労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、労働政策審議会の意見をきかなければならない。

( 公共職業安定所長の指示 )

第十六条 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置(以下「就職促進の措置」という。)の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、あらためて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要があると認めるときは、その者に対する指示を変更することができる。

( 関係機関等の責務 )

第十七条 職業安定機関、地方公共団体及び雇用・能力開発機構は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施にあたる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、すみやかに職業につくように努めなければならない。

( 手当の支給 )

第十八条 国及び都道府県は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の規定に基づき、手当を支給することができる。

( 就職促進指導官 )

第十九条 就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

( 報告の請求 )

第二十条 公共職業安定所長は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

( 特定地域における措置 )

第二十一条 厚生労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他これらの者の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条 厚生労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみ

て必要があると認めるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業（国及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。）（次項において「国等」という。）自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下同じ。）について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの中高齢失業者等の数との比率（以下「失業者吸収率」という。）を定めることができる。

- 2 失業者吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。以下「公共事業の事業主体等」という。）は、公共職業安定所の紹介により、常に失業者吸収率に該当する数の中高齢失業者等を雇い入れていなければならない。
- 3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の中高齢失業者等を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十三条 この節に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項、第十六条第一項又は第二項の指示の手續に関し必要な事項及び公共事業への中高齢失業者等の吸収に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 第四章 高齢者等雇用安定センター

##### 第一節 中央高齢者等雇用安定センター

（指定等）

第二十四条 厚生労働大臣は、高齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な活動を促進すること等により高齢者等（労働省令で定める者を除く。以下この章において同じ。）の雇用の安定その他福祉の増進を図るとともに、第四十一条に規定する都道府県高齢者等雇用安定センターの健全な発展を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
  - 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高齢者等の雇用の安定その他福祉の増進に資すると認められること。
- 2 厚生労働大臣は、前項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「中央高齢者等雇用安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しな



なければならない。

3 中央高齢者等雇用安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十五条 中央高齢者等雇用安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 高齢者等の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。
- 二 事業主その他の関係者に対し、高齢者雇用確保措置その他高齢者等の雇用に関する講習等を行うこと。
- 三 高齢者雇用確保措置その他高齢者等の雇用に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主その他の関係者に対し提供すること。
- 四 第四十一条に規定する都道府県高齢者等雇用安定センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- 五 次条第一項に規定する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の雇用の安定その他福祉の増進及び第四十一条に規定する都道府県高齢者等雇用安定センターの健全な発展を図るために必要な業務を行うこと。

(中央高齢者等雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施)

第二十六条 厚生労働大臣は、中央高齢者等雇用安定センターを指定したときは、中央高齢者等雇用安定センターに雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用安定事業のうち次のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 高齢者等を雇用する事業主又はその事業主の団体に対して支給する給付金であつて厚生労働省令で定めるものを支給すること。
  - 二 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、高齢者等の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。
- 2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。
- 3 中央高齢者等雇用安定センターは、第一項に規定する業務(以下この章において「雇用安定事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。中央高齢者等雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定により中央高年齢者等雇用安定センターに行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

5 中央高年齢者等雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、雇用安定事業関係業務の一部を第四十一条に規定する都道府県高年齢者等雇用安定センターに委託することができる。

(業務規程の認可)

第二十七条 中央高年齢者等雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下この節において「業務規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(雇用安定事業関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第二十八条 中央高年齢者等雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務のうち第二十六条第一項第一号に係る業務(以下この節において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同条第二項に規定する雇用保険法第六十二条の規定に基づく給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(報告)

第二十九条 中央高年齢者等雇用安定センターは、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(事業計画等)

第三十条 中央高年齢者等雇用安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中央高年齢者等雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第三十一条 中央高年齢者等雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務を行う場合には、雇用安定事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第三十二条 国は、予算の範囲内において、中央高齢者等雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

( 厚生労働省令への委任 )

第三十三条 この節に定めるもののほか、中央高齢者等雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における中央高齢者等雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

( 役員の選任及び解任 )

第三十四条 中央高齢者等雇用安定センターの役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 中央高齢者等雇用安定センターの役員が、この節の規定（当該規定に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第二十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第二十五条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は、中央高齢者等雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

( 役員及び職員の公務員たる性質 )

第三十五条 給付金業務に従事する中央高齢者等雇用安定センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

( 報告及び検査 )

第三十六条 厚生労働大臣は、第二十五条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、中央高齢者等雇用安定センターに対し、当該業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、中央高齢者等雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

( 監督命令 )

第三十七条 厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、中央高齢者等雇用安定センターに対し、第二十五条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

( 指定の取消し等 )

第三十八条 厚生労働大臣は、中央高齢者等雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十四条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消し、又は期間を定めて第二十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命

ずることができる。

- 一 第二十五条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 指定に関し不正の行為があつたとき。
- 三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 四 第二十七条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで雇用安定事業関係業務を行つたとき。
- 五 第五十七条第一項の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十五条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

第三十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は中央高年齢者等雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行うことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つている雇用安定事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行つている雇用安定事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第二節 都道府県高年齢者等雇用安定センター

(指定)

第四十条 厚生労働大臣は、都道府県の区域内の事業に関し高年齢者雇用確保措置に関する事業主の自主的な活動を促進すること等により高年齢者等の雇用の安定その他福祉の増進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

第四十一条 前条の指定を受けた者(以下「都道府県高年齢者等雇用安定センター」という。)は、当該都道府県の区域内の事業に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業主その他の関係者に対し、高年齢者雇用確保措置その他高年齢者等の雇用に関する講習等を行うこと。
- 二 高年齢者雇用確保措置その他高年齢者等の雇用に関する情報及び資料を収集し、並びに事業主その他の関係者に対し提供すること。
- 三 中央高年齢者等雇用安定センターの委託を受けて雇用安定事業関係業務の一部を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢者等の雇用の安定その他福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

( 事業計画等 )

第四十二条 都道府県高年齢者等雇用安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県高年齢者等雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

( 指定の取消し等 )

第四十三条 厚生労働大臣は、都道府県高年齢者等雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十条の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

一 第四十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 次条において準用する第三十七条の規定に基づく処分に違反したとき。

五 第五十七条第一項の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

( 準用 )

第四十四条 第二十四条第二項から第四項まで及び第三十七条の規定は、都道府県高年齢者等雇用安定センターについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「次節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十一条」と読み替えるものとする。

#### 第四章の二 高年齢者職業経験活用センター等

##### 第一節 高年齢者職業経験活用センター

( 指定 )

第四十四条の二 厚生労働大臣は、高年齢者(六十歳以上の者に限る。以下この章において同じ。)に対し、その意欲及び能力に応じ、その職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業の機会を確保し、及び提供することにより、高年齢者の再就職の促進を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条第一項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なもので

あり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

(業務等)

第四十四条の三 前条の指定を受けた者(以下「高年齢者職業経験活用センター」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業(以下この章において「職業経験活用就業」という。)を希望する高年齢者に対し、職業経験活用就業を行うに当たつて必要となる事項に関する講習を行うこと。

二 前号の高年齢者に対し、その職業生活に関する事項について相談及び助言を行うこと。

三 第一号の講習を修了した者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。

四 前号に掲げるもののほか、第一号の講習を修了した者のために、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条第一項の許可を受けて、同法第二条第四号の一般労働者派遣事業を行うことその他の職業経験活用就業の機会の確保及び提供を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、高年齢者のための職業経験活用就業に関し必要な業務を行うこと。

2 高年齢者職業経験活用センターは、職業安定法第三十三条第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出て、前項第三号の無料の職業紹介事業を行うことができる。

3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、高年齢者職業経験活用センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の三、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の二第三項中「同項」とあり、並びに同条第五項及び第七項中「第一項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(準用)

第四十四条の四 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十

三条の規定は、高年齢者職業経験活用センターについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十四条の二」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第四章の二第一節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十四条の三第一項」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十四条の二」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十四条の三第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第四章の二第一節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十四条の四」と読み替えるものとする。

#### 第二節 全国高年齢者職業経験活用センター

( 指定 )

第四十四条の五 厚生労働大臣は、高年齢者職業経験活用センターの健全な発展を図ることにより、職業経験活用就業を希望する高年齢者の再就職の促進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

( 業務 )

第四十四条の六 前条の指定を受けた者(以下「全国高年齢者職業経験活用センター」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 高年齢者職業経験活用センターの業務に関し啓発活動を行うこと。
- 二 高年齢者職業経験活用センターの業務に従事する者に対する研修を行うこと。
- 三 高年齢者職業経験活用センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導、助成その他の援助を行うこと。
- 四 高年齢者職業経験活用センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びに高年齢者職業経験活用センターその他の関係者に対し提供すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、高年齢者職業経験活用センターの健全な発展を図るために必要な業務を行うこと。

( 準用 )

第四十四条の七 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、全国高年齢者職業経験活用センターについて準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十四条の五」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第四章の二第二節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十四条の六」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十四条の五」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十四条の六」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第四章の二第二節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十四条の七」と読み替えるものとする。

#### 第五章 定年退職者等に対する就業の機会の確保

( 国及び地方公共団体の講ずる措置 )

第四十五条 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実

その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第一項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第六章 シルバー人材センター等

### 第一節 シルバー人材センター

( 指定 )

第四十六条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人（次項及び第四十八条の二第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第四十八条の二において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十八条の二第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。）については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を二以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

( 業務 )

第四十七条 シルバー人材センターは、前条第一項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。



二 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。

三 高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務を行うこと。

（準用）

第四十八条 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条、第四十三条及び第四十四条の三第二項から第四項までの規定は、シルバー人材センターについて準用する。この場合において、第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条第一項」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十七条」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十六条第一項」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十七条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第一節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十八条」と、第四十四条の三第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十七条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十八条において準用する同法第四十四条の三第二項」と読み替えるものとする。

#### 第二節 シルバー人材センター連合

（指定等）

第四十八条の二 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第四十七条に規定する業務に関し第四十六条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第四十七条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たっては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

2 シルバー人材センターがシルバー人材センター連合の会員となつたときは、当該シルバー人材センター連合は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該届出があつたときは、当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域と当該シルバー人材センターに係るセンターの指定区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合

に係る連合の指定区域とするものとする。

- 3 第一項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第四十六条第一項の指定は、その効力を失うものとする。
- 4 都道府県知事は、第二項の届出があつた場合において、シルバー人材センター連合からその連合の指定区域の変更に関する申出があつたときは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合の指定区域と第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とすることができる。ただし、当該変更をするに当たっては、当該市町村の区域から、センターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

( 準用 )

第四十八条の三 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の三第二項から第四項まで及び第四十七条の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第二十四条第二項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第四十八条の二第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域(当該変更があつたときは、当該変更後の地域)」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、「第二十五条」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十八条の二第一項」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第四十八条の三」と、第四十四条の三第二項中「前項第三号」とあるのは「第四十八条の三において準用する第四十七条第二号」と、同条第三項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十四条の三第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十八条の三において準用する同法第四十四条の三第二項」と、第四十七条中「前条第一項の指定に係る区域(以下「センターの指定区域」という。)」とあるのは「第四十八条の二第一項の指定に係る区域(同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域)」と読み替えるものとする。

#### 第三節 全国シルバー人材センター事業協会

( 指定 )

第四十九条 厚生労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展を図るとともに、定年退職者その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認

められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

(業務)

第五十条 前条の指定を受けた者(以下「全国シルバー人材センター事業協会」という。

)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関し啓発活動を行うこと。
- 二 シルバー人材センター又はシルバー人材センター連合の業務に従事する者に対する研修を行うこと。
- 三 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- 四 シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関する情報及び資料を収集し、並びにシルバー人材センター、シルバー人材センター連合その他の関係者に対し提供すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展並びに定年退職者その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進するために必要な業務を行うこと。

(準用)

第五十一条 第二十四条第二項から第四項まで、第三十七条、第四十二条及び第四十三条の規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第三十七条中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、「第二十五条」とあるのは「第五十条」と、第四十三条第一項中「第四十条」とあるのは「第四十九条」と、同項第一号中「第四十一条」とあるのは「第五十条」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第三節」と、同項第四号中「次条」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

## 第七章 国による援助等

(事業主に対する助成等)

第五十二条 国は、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るため、高年齢者等職業安定対策基本方針に従い、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、再就職の援助等高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主に対する助成その他の事業主に対する援助等の措置を講ずることができる。

(雇用管理の改善の研究等)

第五十三条 国は、高年齢者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、高年齢者の職域の拡大その他の雇用管理の改善、職業能力の開発及び向上等の事項に関し必要な調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(職業紹介等を行う施設の整備等)

第五十四条 国は、高年齢者に対する職業紹介等を効果的に行うために必要な施設の整備に努めるものとする。

2 国は、地方公共団体等が、高年齢者に対し職業に関する相談に応ずる業務を行う施設を設置する等高年齢者の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行うことができる。

#### 第八章 雑則

##### ( 雇用状況の報告 )

第五十五条 事業主は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の毎年一回の報告のほか、この法律を施行するために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、同項に規定する状況について必要な事項の報告を求めることができる。

第五十六条 削除

##### ( 指定の条件 )

第五十七条 この法律の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

##### ( 権限の委任 )

第五十八条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

#### 第九章 罰則

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第六十一条 第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者( 法人であるときは、その代表者 ) は、十万円以下の過料に処する。

2 第二十八条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした中央高年齢者等雇用安定センター

の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則

( 施行期日 )

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、附則第五条中労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 削除

( 国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置 )

第三条 国、地方公共団体及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立され、又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)が行う第二条第二項第一号に規定する中高年齢者の雇用については、当分の間、なお身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十六号)第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定の例による。この場合において、同法第二条の規定による改正前の第七条第一項及び第九条中「労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」とする。

附 則 (平成十二年五月二日法律第六〇号)

( 施行期日 )

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。

( 高年齢者等雇用安定センターに関する経過措置 )

第二条 この法律の施行の際、現に改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「旧法」という。)第二十四条第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧中央センター」という。)は改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「新法」という。)第二十四条第一項の指定を受けた者と、現に旧法第四十条の規定による指定を受けている者(以下「旧都道府県センター」という。)は新法第四十条の規定による指定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧法第二十四条第二項若しくは第四項(これらの規定を旧法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は旧法第二十六条第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第二十四条第二項若しくは第四項(これらの規定を新法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定又は新法第二十六条第四項の規定によりされた公示とみなす。

3 この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく命令により旧中央センター若しくは旧都道府県センターに対して行い、又はこれらの者が行った処分、手続その他の行為は、新

法又はこれに基づく命令中の相当する規定によって、新法第二十四条第二項に規定する中央高年齢者等雇用安定センター（以下「新中央センター」という。）若しくは新法第四十一条に規定する都道府県高年齢者等雇用安定センター（以下「新都道府県センター」という。）に対して行い、又はこれらの者が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第五項の規定に基づき旧中央センターが同項の認可を受けて旧都道府県センターに対して行っている雇用安定事業関係業務の一部の委託については、新中央センターが新法第二十六条第五項の規定に基づき新都道府県センターに対して行っている委託とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧中央センターの役員である者が施行日前にした旧法第三十四条第二項に該当する行為は、新法第三十四条第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

（政令への委任）

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（雇用対策法の一部改正）

第六条 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地域雇用開発等促進法の一部改正）

第七条 地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（労働省設置法の一部改正）

第八条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（厚生労働省設置法の一部改正）

第九条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕